

墨田区不燃建築物建築促進助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第27号

墨田区不燃建築物建築促進助成条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区不燃建築物建築促進助成条例施行規則（昭和55年墨田区規則第48号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（国、区又は他の地方公共団体等からの助成金等）

第6条の2 条例第4条第2項に規定する規則で定める助成金等とは、同条第1項に規定する助成金の交付を受けようとする不燃建築物の建築又は当該建築に関連して行う工事等を助成の対象とする助成金等をいう。

（助成金の全部又は一部を交付する場合）

第6条の3 条例第4条第2項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱（昭和55年10月16日55墨都不発第119号）に定める補助金を既に受け、又は受けることができる場合であって、当該補助金の額が条例第5条の規定により算出する額（以下「条例助成金額」という。）に満たない場合 当該条例助成金額から当該補助金の額を控除した額
- (2) 前条の助成金等を既に受け、又は受けることができる場合であって、当該助成金等の目的に係る対象経費等と条例の助成対象に係る経費とを明確に区分することができる場合 条例助成金額の範囲内で区長が認める額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例による助成金を交付することが条例の趣旨に照らして適切であると区長が特に認める場合 条例助成金額の範囲内で区長が認める額

2 区長は、前項各号の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める助成金の額を交付するものとする。ただし、前項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合にあっては、前項第1号に定める助成金の額を交付するものとする。

第8条第8号中「墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例第2条第2号に規定する」を削り、「第10条に規定する」を「条例第6条第1項の規定による」に改める。

第10条第1項中「する者は」の次に「、条例第6条第1項の規定に基づき」を加え、「不燃化助成対象確認申請書」を「不燃化助成（補助）対象確認申請書」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第2号アに掲げる書類は、第14条第1項の規定による助成金の交付申請の時までに区長に提出することができる。

第10条第2項中「不燃化助成対象確認申請書」を「不燃化助成（補助）対象確認申請書」に、「不燃化助成対象確認通知書」を「不燃化助成（補助）対象確認通知書」に改め、同条第3項中「不燃化助成対象確認申請書」を「不燃化助成（補助）対象確認申請書」に、「不燃化助成取下届出書」を「不燃化助成（補助）取下届出書」に改める。

第11条第1項中「助成の確認を受けた者が、」を「助成対象者が、条例第6条第2項に基づき」に改め、同条第3項中「助成の確認を受けた者」を「助成対象者」に、「不燃化助成取下届出書」を「不燃化助成（補助）取下届出書」に改める。

第12条及び第13条中「助成の確認を受けた者」を「助成対象者」に改める。

第14条第1項中「助成の確認を受けた者」を「助成対象者」に、「不燃化助成金交付申請書」を「不燃化助成（補助）金交付申請書」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を第1号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「不燃化助成金交付申請書」を「不燃化助成（補助）金交付申請書」に、「不燃化助成取下届出書」を「不燃化助成（補助）取下届出書」に改める。

第15条第1項中「不燃化助成金交付申請書」を「不燃化助成（補助）金交付申請書」に改め、同条第2項中「不燃化助成金交付決定通知書」を「不燃化助成（補助）金交付決定通知書」に改める。

第16条中「不燃化助成金交付請求書兼口座振替依頼書」を「不燃化助成（補助）金交付請求書兼口座振替依頼書」に改める。

別表第2面的不燃化促進地区の項中

<p>1 不燃建築物1棟の延べ面積が40平方メートル以上であること。</p> <p>2 別表第3に掲げる建築物整備基準（以下この表において「整備基準」という。）に合致すること。</p>	を	<p>1 不燃建築物1棟の延べ面積が40平方メートル以上であること。</p> <p>2 別表第3に掲げる建築物整備基準（以下この表において「整備基準」という。）に合致すること。</p> <p>3 建築物の階数が地階を除き2以上であること。</p>	に改める。
--	---	---	-------

別表第5中「10センチメートル」を「最大10センチメートル」に改める。

別表第6中既存木造建築物除却の場合の項を次のように改める。

<p>既存木造建築物除却の場合</p>	<p>除却工事費（税抜き）ただし、限度額は敷地の場所により、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条第1項の規定に基づき定められた防災都市づくり推進計画（以下「推進計画」という。）において指定された重点整備地域内の場合 2,000,000円</p> <p>(2) 推進計画において指定された整備地域内（向島四丁目、東向島二丁目及び三丁目、墨田一丁目、押上一丁目及び二丁目、京島一丁目42番及び43番、文花一丁目から三丁目まで並びに八広六丁目を除く。）及び防災環境向上地区の場合 1,500,000円</p> <p>(3) その他の地域の場合 1,000,000円</p>
---------------------	---

に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式

不燃化助成（補助）対象確認申請書

年 月 日

墨田区長 あて

申請者	住所		※法人の場合のみ記入 (業種)
	ふりがな		(資本金)
	氏名		万円 (従業員) 人

墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱

墨田区不燃建築物建築促進助成条例

に基づいて、次の建築物の対象確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

墨田区主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付要綱

建築場所	住居表示	墨田区 丁目 番 号 地 番 番			
建替後の建築物	種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築	構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨(耐火) <input type="checkbox"/> 鉄骨(準耐火) <input type="checkbox"/> その他()	
	階数	<input type="checkbox"/> 地上 階 <input type="checkbox"/> ペントハウス <input type="checkbox"/> 地下 階			
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場・作業所 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他()			
	工期	年 月 日 着工予定		年 月 日 完了予定	
	敷地面積	申請	申請以外	合計	補助対象床面積の内訳
		m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	1階
2階					m ²
3階	m ²				
建築面積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	住宅面積 ()自己使用以外 (m ²)	
延べ面積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	住宅戸数 ()自己使用以外 (戸)	
防災対策	<input type="checkbox"/> マイセーフ <input type="checkbox"/> ヒューズコック <input type="checkbox"/> オール電化			緑化面積 m ²	
加算申請等	<input type="checkbox"/> 共同化建築加算 <input type="checkbox"/> 協調建替え建築加算 <input type="checkbox"/> 賃貸用共同住宅建築加算 <input type="checkbox"/> 仮住居居住加算 <input type="checkbox"/> 主要生活道路沿道後退加算 <input type="checkbox"/> 主要生活道路角地隅切り加算 <input type="checkbox"/> 住宅型不燃建築加算 <input type="checkbox"/> 延焼抑止建築加算 <input type="checkbox"/> 4m未満道路接地 <input type="checkbox"/> 除却加算 <input type="checkbox"/> 動産移転加算 <input type="checkbox"/> 移転雑費加算				
建築受付番号	第 号	申請日	. .		
建築確認番号	第 号	確認日	. .		
既存建物	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他()		階数 階	建築年 昭・大年
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場・作業所 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他()			
	建築面積	m ²		延べ面積	m ²

(記入するときの注意)

- ◆ 黒色のボールペンで強く書いてください。
 - ◆ □欄には、該当するものにレ印を付けてください。
 - ◆ 面積欄()は、建築物の一部が都市計画施設にかかる場合、その区域外の面積を記入してください。
- (添付書類) 別にお渡ししている必要書類の説明書のとおり添付してください。
- (注 意) この対象確認申請書は、必ず着工日以前に提出してください。

第1号の2様式

申 告 書

年 月 日

墨田区長 あて

住 所			
ふりがな		電 話	
氏 名			

- 私は、 墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱 墨田区不燃建築物建築促進助成条例 墨田区主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付要綱
- に基づく対象確認を申請するに当たり、下記事項について、事実と相違ないことを確約します。

また、本書を含め、今後の手続、内容及び居住・使用形態等に偽りその他不正な事実が判明した場合には、対象確認申請及び助成（補助）金交付申請を取り下げます（助成（補助）金の交付後に不正な事実が判明したときは、当該助成（補助）金を返還します。）。

記

- 事業を営んでいます。
 （種 類） 個人 法人 公益社団法人又は公益財団法人
 （名 称） _____
 （事業内容） _____
 （従業員数） _____人 （資本金・出資金） _____円
- 宅地建物取引業法に規定する不動産業者ですが、この度申請する建築物は、他に販売をするためのものではありません。
- 建替前の建築物は、本制度の助成（補助）金を受けて建築したものではありません。
- この度申請する建築物は、直営方式、請負契約方式、等価交換契約方式、譲渡契約方式、賃貸型土地信託契約方式によって建築するものです。
- この度申請する建築物に係る敷地は、細街路に接していますので、区の細街路拡幅整備事業に協力します。
- この度申請する建築物に係る敷地は、主要生活道路に接していますので、道路拡幅に協力し、計画幅員まで後退させます。
- この度申請する建築物に係る敷地は、主要生活道路の角地に位置していますので、計画幅員まで後退させ、計画のとおり隅切りを行います。
- この度申請する建築物に係る敷地は、100㎡以上ですので、緑化に協力します。
 （墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱に基づく対象確認申請の場合のみ）
- この度申請する建築物に係る国、都等の助成金を別途申請、申請する予定です。
 （助成金等名称 _____）
- この度申請する建築物に係る敷地の所有権、借地権を有しています。
- ※ 欄には、該当するものにレ印を付けてください。

第1号の3様式 (表)

加算申請申告書

年 月 日

墨田区長 あて

住 所			
ふりがな		電	
氏 名		話	

墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱
 墨田区不燃建築物建築促進助成条例
 墨田区主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付要綱

に基づく対象確認を申請するに当たり、次の加算事項について必要書類を添えて申告します。

- 共同化建築加算
権利者の異なる複数の敷地を共同利用し、複数の権利者と1棟の建築物を建築します。
- 協調建替え建築加算
権利者の異なる一団の土地に、まちづくりに配慮した一体性のある建築物を建築します。
- 賃貸用共同住宅建築加算
- ・ 専有面積が50m²以上の複数の居室を有する賃貸用住戸が4戸以上あります。
 - ・ 1住戸につき1台以上の自転車が収容でき、かつ、自転車の出し入れのための通路を有する自転車置場を設置します。
なお、自転車1台分の区画の大きさは、幅0.5m、長さ1.8m以上とします。
 - ・ 共同のごみ保管施設又は保管場所を設置します。

仮住居居住加算

仮住居の所在地・電話番号			
仮住居の賃借期間(予定)	年 月 日から	年 月 日まで	
仮住居居住に要する費用(予定)	(1か月の家賃× 円×	入居期間+ か月+	移転料= 総額) 円= 円
建築場所に住所を定めた時期	年頃		

現在居住している建築物を建て替えている間、次のとおり仮住居に居住します。

- 主要生活道路沿道後退加算
- ・ 敷地が主要生活道路に2m以上接しています。
 - ・ 計画幅員までの敷地の後退幅が最大部分10cm以上となります。
 - ・ 後退部分に建築物の基礎等の地下埋設物はありません。
 - ・ 後退部分には、建築物を設けません。

※ □欄には、該当するものにレ印をつけてください。

第1号の3様式（裏）

- 主要生活道路角地隅切り加算
主要生活道路と主要生活道路が交差する角地において、計画幅員まで敷地を後退させ、計画のとおり隅切りを行います。
- 住宅型不燃建築加算
 - ・ 新築で4階建て以上の建物です。
 - ・ 建物全体で4以上の住戸があります。
 - ・ 専用面積が55m²以上の住居が有り、かつ、残りについては、専用面積が25m²以上の住戸です。
 - ・ 2年以内毎に住戸の管理状況について報告します。
 - ・ 補助を受けた旨の掲示板（幅0.4m×高さ0.25m）を設置します。

4階以上の専用面積が55m ² 以上の自己用 又は賃貸用住戸の合計床面積	m ²
--	----------------

- 延焼抑止建築加算
権利者の異なる複数の敷地を共同利用し、複数の権利者と市街地大火の際に延焼の抑止に寄与する形態の1棟の建築物を建築します。
- 既存建築物除却加算
 - ・ 不燃建築物への建替えに際し、既存の木造建築物を除却します。
 - ・ 除却する建築物は、昭和56年5月31日以前に着工されたものです。
 - ・ 除却する建築物は、対象確認申請時、建替えに係る敷地において存在しています。
- 動産移転加算
 - ・ 当該建築物に建替え前に居住していました。
 - 従前の建築物から引越し、引続き建替え後の建築物に居住します。
 - 従前の建築物から転出します。
- 移転雑費加算
 - ・ 当該建築物に建替え前に居住しています。

※ □欄には、該当するものにレ印をつけてください。

第2号様式

不燃化助成（補助）対象確認通知書

墨都 第 号
年 月 日

様

墨田区長



先に申請のありました次の建物については、審査の結果、助成（補助）対象となることを確認したので、通知します。

建築場所	住居表示	墨田区			地番	番	
建替後の建物	種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築	構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨（耐火） <input type="checkbox"/> 鉄骨（準耐火） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	階数	<input type="checkbox"/> 地上 階 <input type="checkbox"/> ペントハウス		<input type="checkbox"/> 地下 階			
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場・作業所 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	工期	平成 年 月 日着工予定		平成 年 月 日完了予定			
	敷地面積	申請	申請以外	合計	補助対象床面積の内訳		
		m ²	m ²	m ²	床面積	1階	m ²
						2階	m ²
3階	m ²						
合計	m ²		住宅面積	m ²			
建築面積	m ²	m ²	m ²	（ ）自己使用以外（ m ² ）			
延べ面積	m ²	m ²	m ²	住宅戸数	戸		
				住宅戸数		（ ）自己使用以外（ 戸）	
防災対策	<input type="checkbox"/> マイセーフ <input type="checkbox"/> ヒューズコック <input type="checkbox"/> オール電化			緑化面積	m ²		
加算申請等	<input type="checkbox"/> 共同化建築加算 <input type="checkbox"/> 協調建替え建築加算 <input type="checkbox"/> 賃貸用共同住宅建築加算 <input type="checkbox"/> 仮住居居住加算 <input type="checkbox"/> 主要生活道路沿道後退加算 <input type="checkbox"/> 主要生活道路角地隅切り加算 <input type="checkbox"/> 住宅型不燃建築加算 <input type="checkbox"/> 延焼抑止建築加算 <input type="checkbox"/> 4m未満道路接地 <input type="checkbox"/> 除却加算 <input type="checkbox"/> 動産移転加算 <input type="checkbox"/> 移転雑費加算						

- (連絡事項) ◆ 提出していただいた書類、図面等は、責任をもって保管及び処理をします。
 ◆ 建築内容に変更が生じたときは、速やかに御連絡ください。
 ◆ この通知は、助成（補助）金の交付決定を意味するものではありません。
 ◆ 建物が、申請のとおり完成しない場合（建築基準法上の検査済証が出ない場合等）又は申請等に偽りその他の不正があった場合には、助成（補助）の対象にはなりません。

- (注 意) ◆ 道路に面する外壁部分の開口部は、網入りガラス等とすること。
 ◆ 火気使用室等の天井及び壁は、準不燃材料以上の仕上げとすること。
 ◆ ガス設備には、マイセーフの設備等ガス漏れ防止の対策をすること。
 ◆ 建築主事への届出、報告及び工程に係る連絡は、必ず行うこと。

不燃化助成（補助）取下届出書

年 月 日

墨田区長 あて

住 所			
ふりがな		電	
氏 名		話	

- | | | |
|----|---|--------------------------------|
| 先に | <input type="checkbox"/> 助成（補助）対象確認申請をした
<input type="checkbox"/> 助成（補助）対象の確認を受けた
<input type="checkbox"/> 助成（補助）金交付申請をした | 建築物について、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。 |
|----|---|--------------------------------|

記

理 由	
備 考	

第8号様式から第10号様式までを次のように改める。

不燃化助成（補助）金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

墨田区長



年 月 日付けで申請のあった墨田区不燃建築物建築促進助成条例（墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱）による助成（補助）金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

申 請 金 額							
---------	--	--	--	--	--	--	--

※ 交付決定額の内訳は、（ ）です。

（条件）

（注意）

偽りその他不正な手段で助成（補助）金の交付を受けたことが判明したときは、助成（補助）金の返還を求めます。

**不燃化助成（補助）金交付請求書
兼口座振替依頼書**

年 月 日

墨田区長 あて

住 所			
ふりがな		電	
氏 名		話	

年 月 日付け 第 号で決定のあった

- 墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱 による助成（補助）金の交
 墨田区不燃建築物建築促進助成条例 付について、下記のとおり
 墨田区主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付要綱 請求します。

1 請求金額

申 請 金 額								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

2 受領方法 次の口座に振り込んでください。

振 込 口 座	金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合	本 店 支 店
	預金の種類	普通・当座・貯蓄（該当を○で囲む。）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第6の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を交付された墨田区不燃建築物建築促進助成条例（昭和54年墨田区条例第26号）第2条第1号に規定する不燃建築物について適用し、同日前に当該検査済証を交付された当該不燃建築物については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第1号の3様式まで、第3号様式、第8号様式及び第10号様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

